

Topics | トピックス

- ◆ 第1回社会保障審議会年金部会を開催
- ◆ 日本年金機構、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子送付サービスを開始
- ◆ 日本年金機構、2022年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発送予定を公表
- ◆ 受給者の約7割は「仕事あり」 ～「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）2021年」～
- ◆ 2022年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.7%

◆ 第1回社会保障審議会年金部会を開催

厚生労働省は2022年10月25日、第1回社会保障審議会年金部会を開催した。議事は、（1）部会長・部会長代理の選出について、（2）「年金財政における経済前提に関する専門委員会」（案）の設置 について、（3）年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について。

（1）部会長・部会長代理の選出について

部会長には菊池馨実（きくちよしみ）・早稲田大学理事、法学学術院教授が、部会長代理には玉木伸介（たまきのぶすけ）・大妻女子大学短期大学部教授が選出され承認された。

（2）「年金財政における経済前提に関する専門委員会」（案）の設置 について

「年金財政における経済前提に関する専門委員会」について下記のような案が出され、設置が承認された。

1. 設置の趣旨

2024年までに行う公的年金の財政検証における経済前提等について、社会保障審議会年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う専門委員会として、年金財政における経済前提に関する専門委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会の構成

委員会は、経済、金融その他年金財政等に関し識見を有する者により構成する。

3. 運営等

- ① 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から互選により選任する。
- ② 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- ③ 委員会の会議及び議事録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録について、その全部又は一部を非公開とすることができる。この場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- ④ 委員会の庶務は、厚生労働省年金局数理課が行う。
- ⑤ ①～⑤に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(3) 年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について

第1回目ということで改めて年金制度の意義・役割を確認し、これまでの年金制度改革の履歴を整理した。

また、今後の検討課題として、2019年12月27日における「社会保障審議会年金部会における議論の整理」の概略を確認した。そのなかで、今後の年金制度改革の方向性として下記の項目が挙げられた。

●被用者保険の適用拡大について

- 今回の50人超規模までの適用拡大により生じる影響の検証を行ったうえで、さらなる適用拡大をどのように進めていくか検討する。
- 今回追加された士業以外の業種への適用を引き続き検討する。
- 制度的には個人事業主であっても実態は雇用に近い働き方をしている人への保障の在り方についての問題を検討する。
- 第3号被保険者制度で被用者性が高い人については被用者保険の適用を検討する。

●高齢期の就労と年金受給の在り方について

- 高在老を含めた高齢期の年金と就労の在り方については、検討を続ける。
- 今後の高齢期の就労の変化を念頭に、高齢期の就労と年金の在り方について検討を続ける。
- 就労と年金の組合せの選択がより多様で柔軟にできるよう、検討を続ける。

●年金制度の所得再分配機能の維持について

- 被用者保険の適用拡大を、今回の適用拡大以上に徹底して進める必要がある。
- マクロ経済スライドの効果については、引き続きその状況の検証を行う
- 保険料拠出期間の延長について、必要となる財源確保の在り方も検討したうえで、就労期間の長期化等の高齢者の雇用実態等も踏まえて検討する。
- 報酬比例部分と基礎年金のバランスを確保して基礎年金の所得再分配機能を維持していくため、どのような方策が可能か、引き続き検討する。

●その他

- 障害年金・遺族年金について、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証する。
- モデル年金以外の所得保障の状況についてもイメージできるようにわかりやすく示す工夫を重ねていく。

など

◆ 日本年金機構、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子送付サービスを開始

日本年金機構は2022年10月11日、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子データを、マイナポータル「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスを開始したことを公表した。受け取った電子データは、e-Taxでの確定申告等や年末調整で利用することができる。また、すでに通知書を郵送で受け取った人も「ねんきんネット」から「通知書の再交付申請」を行うことで、電子データでの受け取りが可能。

通知書の内容を確認するためには、「ねんきんネット」の「通知書を確認する」から確認できる（お客様控え（PDFファイル））。お客様控えのため、印刷して確定申告等の手続きに添付書類として利用することはできない。

＜確定申告・年末調整に必要な通知書の電子送付サービスの利用手続き＞

- ① マイナポータルから「ねんきんネット」の利用登録を行う。
- ② 「ねんきんネット」での電子送付希望の登録を行う。
- ③ マイナポータルで通知書を受け取る。
- ④ e-Taxで利用する。

◆ 日本年金機構、2022年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発送予定を公表

日本年金機構は2022年10月17日、2022年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発送予定を下記のとおり公表した。

- 2022年1月1日～2022年9月30日の間に国民年金保険料を納付した人
⇒ 2022年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送
- 2022年10月1日～2022年12月31日の間に国民年金保険料を納付した人
⇒ 2023年5月2日発送予定

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となるが、年末調整や確定申告で社会保険料控除を受ける場合は、必ず控除証明書を添付する必要がある。この控除証明書は、前頁の記事「日本年金機構、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子送付サービスを開始」のとおり、電子サービスで受け取ることもできる。

◆ 受給者の約7割は「仕事あり」～「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）2021年」～

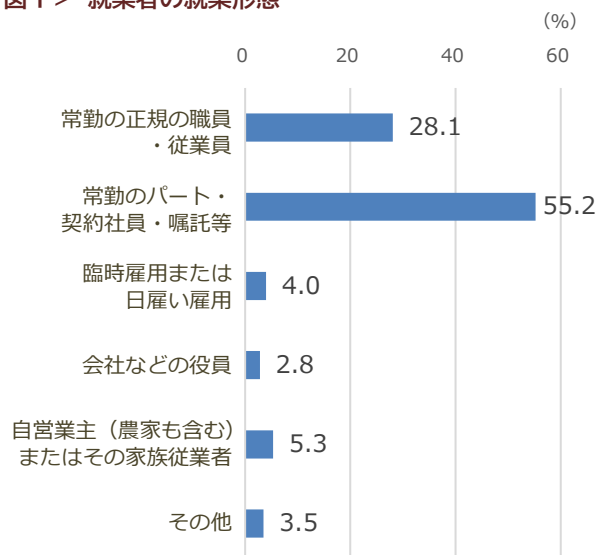
厚生労働省は2022年10月14日、年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）2021年を公表した。調査によれば、遺族年金の受給者は調査対象者40万7,990人のうち、男性は5.4%、女性は94.6%で、平均年齢は56.6歳となっている。基礎年金と厚生年金の両方を受けている人は約10.9%、基礎年金のみの人は約6.0%、厚生年金のみの人は約83.0%（有期年金を含む）となっている。

受給している年金額をみると、100万円以上150万円未満の人が58.7%と最も多く、平均額は112万7,000円となっている。

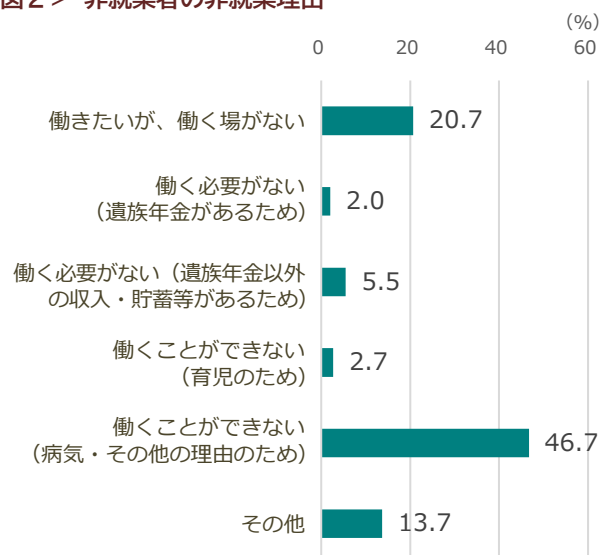
就業状況をみると、「仕事あり」と回答した人は全体の74.2%で「仕事なし」と回答した25.8%を大きく上回っている。「仕事あり」とした人のうち、「常勤の正規の職員・従業員」は28.1%、「常勤のパート・契約社員・嘱託等」は55.2%、「臨時雇用または日雇い雇用」は4.0%、「会社などの役員」は2.8%、「自営業主（農家も含む）またはその家族従業者」は5.3%、その他3.5%となっている（図1）。また、「仕事なし」とした人の非就業理由は、「働きたいが、働く場がない」20.7%、「働く必要がない（遺族年金があるため）」2.0%、「働く必要がない（遺族年金以外の収入・貯蓄等があるため）」5.5%、「働くことができない（育児のため）」2.7%、「働くことができない（病気・その他の理由のため）」46.7%、「その他」13.7%となっている（図2）。

受給者のうち、世帯に子がいる人は全体の約60.5%で、子がいる人のうち、末子の年齢が20歳以上の人約60.5%で最も多いが、末子が就学前（0～5歳以下）の人も約3.9%となっている。

<図1> 就業者の就業形態



<図2> 非就業者の非就業理由



◆ 2022年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.7%

厚生労働省は2022年10月28日、2022年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2019年8月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の77.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は843万月で、納付月数は654万月。

【2020年8月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.4ポイント増の79.6%であった。納付対象月数は897万月で、納付月数は621万月。

【2021年8月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は78.0%であった。納付対象月数は897万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は88.1%となっている。